

「会社法制の見直しに関する中間試案」に対する 当会意見書の概要

法制委員会副委員長 平田 和夫 (56 期)

「会社法制の見直しに関する中間試案」(以下「試案」という。)に関する意見募集に対し、先般、当会は法務省民事局参事官室に意見書を提出したが、当該意見書の概要は次のとおりである。なお、本稿の作成に当たり、当委員会の篠塚力委員長及び当会会社法部の河和哲雄部長にご校閲いただいたが、もとより文責は筆者にある。

1 「企業統治の在り方」に関する 試案について

- (1) 社外取締役の選任を義務付けるか否かについて、意見書では、取締役会の監督機能の強化の観点から、公開大会社である監査役会設置会社に1人以上の社外取締役の選任を義務付けるべきであるとするものの、その範囲については、社会的影響力の大きい会社、具体的には東証一部上場企業程度の会社に限定すべく、定時株主総会の基準日において株主数が2000人以上かつ総資産100億円以上の会社としている。
- (2) 試案では、監査・監督委員会設置会社制度、すなわち、監査役を置かず、取締役会の内部に監査・監督委員会を置き、その過半数を社外取締役とする制度の創設が提案されている。これに対し、意見書では、企業統治のレベルが低下するおそれがある等の観点から、その創設に反対している。その上で、当該制度が創設されたと仮定した場合の意見として、常勤の監査・監督委員の選定を義務付けるべきことなど、取締役会の監督機能を向上させる観点から、各論についても念のため意見を述べている。
- (3) 社外取締役及び社外監査役の要件に、親会社の関係者及び一定の範囲の親族でないことを追加するか否かについて、意見書では、これらの者も監督機能を実効的に果たし得る場合もあることから、一律にこれらの独立性を要件とすべきではないとしつつ、重要な取引先の関係者でないことを含む独立性の要件を法定し、当該要件を満たす場合には事業報告等による開示の対象とするなど個別に規律を加えることを提案している。
- (4) 会計監査人の選解任等に関する議案等及び報酬等の決定の権限を監査役(会)に移譲するか否かについて、意見書では、監査役(会)の監査機関としての性格と整合しないおそれがある等の観点から、このような移譲に反対している。
- (5) 内部統制システムの運用状況の概要等を事業報告の内容に追加するか否かについて、意見書では、記載事項の明確化の困難等の観点から、これに反対しつつ、運用状況に対する監査結果を監査報告の記載事項とすることを提案している。
- (6) 第三者割当てによる募集株式の発行等において引受人が総株主の議決権の過半数を有することとなる場合に株主総会の普通決議を原則として要求するか否かについて、意見書では、既存株主の保護の観点から、これを要求すべきとしている。
- (7) 株式の併合において、株主に適切な対価を交付するために端数となる株式の買取請求を認め、いわゆる4倍規制の趣旨を一貫させるために発行可能株式総数に関する規律を設けるか否かについて、意見書では、いずれも賛成している。
- (8) 募集株式の発行等に係る払込みの仮装に關与し

た引受人・取締役等に一定の責任を負わせるか否かについて、意見書では、既存の株主の保護の観点から、当該責任を負わせるべきとしている。

2 「親子会社に関する規律」に関する 試案について

- (1) 多重代表訴訟，すなわち，親会社の株主が子会社の取締役等を被告として株主代表訴訟を提起することができるか否かについて，意見書では，親会社株主の保護を重視する観点から，その導入に賛成し，子会社の範囲についても，完全子会社であれば足り，これに加え一定の重要な子会社であることを要求すべきではないとしている。
- (2) 一定の重要な子会社の株式の譲渡に親会社の株主総会の特別決議を要求するか否かについて，意見書では，事業譲渡との類似性の観点から，これを要求すべきとしている。
- (3) 親子会社間の取引により子会社が不利益を受けた一定の場合に親会社に責任を負わせるか否かについて，意見書では，子会社株主の保護の観点から，当該責任を負わせるべきとしている。
- (4) ある株主が対象会社の総株主の議決権の90%以上を有する場合に他の株主に対する売渡請求を認めるか否かについて，意見書では，現行法の略式組織再編によるもの以外に株主総会決議不要型のキャッシュ・アウトの手法を選択肢として設けることに賛成しつつも，少数株主の保護のための制度の整備が不可欠である旨指摘している。
- (5) 全部取得条項付種類株式の取得において情報開示を充実させることについて，意見書では，株主の保護の観点から，これに賛成している。

- (6) 組織再編における株式買取請求等に関し，その撤回の原則禁止の趣旨を貫徹するための買取口座及び年6分の利息の負担を軽減するための価格決定前の支払制度を創設し，他方，簡易組織再編では株主に及ぼす影響が少ないことから株式買取請求権を有しないこととすることについて，意見書では，いずれも賛成している。
- (7) 株主による組織再編等の差止請求を認めるか否かについて，意見書では，組織再編等の機動性の確保等の観点から，これを認めるべきではないとしている。
- (8) 残存債権者を害することを知って会社分割がされた場合に，承継財産を限度とする残存債権者の承継会社に対する履行請求を認めるか否かについて，意見書では，残存債権者の保護の観点から，これを認めるべきとしている。

3 「その他」に関する試案について

- (1) 公開買付けにおいていわゆる3分の1ルール等に違反した者の議決権の行使に対し，他の株主による差止請求を認めるか否かについて，意見書では，少数株主の保護の観点から，これを認めるべきとしている。
- (2) 株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由のうち競争者に関するものを削除することについて，意見書では，競争関係のある場合に閲覧等を認めても会社に特に不利益はないことから，これに賛成している。
- (3) 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある場合にこれを登記事項に追加するか否かについて，意見書では，裁判実務上の支障を解消する観点から，これを追加すべきとしている。